

「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」及び 「放射性物質等の輸送規制について」の一部改正（案）について

令和 5 年 1 0 月

国土交通省航空局

安全部安全政策課

1. 改正の背景

航空機を用いた放射性物質等の輸送については、国際民間航空条約附属書第 18 及びこれに係る危険物の航空安全輸送に関する技術指針（以下「ICAO-TI」という。）に準拠して、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 86 条第 1 項において原則禁止しているが、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 194 条第 2 項第 2 号に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1094 号。以下「告示」という。）において、例外として輸送許容物件及び当該物件の輸送の技術上の基準等を定めている。当該基準を満たしたものについては輸送可能としており、当該基準の解釈及び申請手続きは、放射性物質等の輸送規制について（平成 13 年 6 月 29 日付国空航第 542 号。以下「通達」という。）において規定している。

今般、「構造改革のためのデジタル原則」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）が策定され、各府省は各規制の見直しを行うものとされた。

一括見直しプランに基づき、放射性物質等の輸送基準におけるデジタル化を検討したため、有識者にて構成される放射性物質等航空輸送基準検討会において検討した結果を踏まえ、告示及び通達について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1） 告示の一部改正（案）について

現行では、BM型輸送物等の積み込み及び取り卸しの際に、放射性物質の取扱いに関する専門的知識を有する者の「立会い」は、代表的な 7 項目のアナログ規制のうちの一つである常駐規制（常に事業所や現場にとどまることを求めるもの）に該当するところ、「立会いに相当する適切な措置を執る」ことでもよいこととする。

（2） 通達の一部改正（案）について

（1）の告示改正に合わせて、「立会いに相当する適切な措置」にかかる具体的な要件を追加する。

3. 基準案

別添のとおり

4. スケジュール

公布：令和5年12月27日

施行：令和5年12月28日